

個別規程 IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS

令和 5 年 5 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(最低利用期間)

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS 契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 2 条(利用資格)

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS を利用するためには、IIJ ID サービスの契約者である必要があります。

第 3 条(利用条件)

契約者は、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS を利用して第三者に対して名前解決機能等の IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の機能を利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

2 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

3 第 1 項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

第 4 条(IP アドレス及びホスト名の指定)

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS 契約において利用する IP アドレスは、当社が指定するものとします。

3 契約者は、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS 契約で利用する DNS over HTTPS 用ホスト名を指定するものとします。なお、DNS over HTTPS 用ホストのドメイン名は、当社が指定する共用ドメイン名又は契約者が指定する独自ドメイン名のいずれかから選択するものとします。

4 契約者は、前 2 項の IP アドレス、ホスト名以外の IP アドレス、ホスト名を対象として IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS を利用することはできません。

第 5 条(契約者のネットワーク及びシステム設定変更)

契約者が、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS を利用するにあたり、契約者のネットワーク及びシステムの設定を変更する必要がある場合があります。なお、契約者が当該設定を変更しないこと、又は変更したことにより、当社が IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS を提供できない場合であっても、当社は債務不履行責任を負わないものとします。

第 6 条(設定権限の管理)

契約者は、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の利用に当たり、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の設定権限を付与される管理責任者を定めるものとします。

2 契約者は、契約者に対して付与する設定権限の管理責任を負うものとします。

3 契約者は、第三者に設定権限を利用させないものとします。

4 契約者は、設定権限が不正利用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第 7 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 8 条(料金)

契約者が、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 9 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 10 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 11 条(保証の限定)

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS は、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

2 当社電気通信設備と契約者電気通信設備との間のインターネットプロトコルによる通信に輻輳が発生する場合、パケットロス等の影響により IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS における名前解決機能が劣化する可能性があることを契約者はあらかじめ了解するものとします。

第 12 条(機能の制限)

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者の名前解決機能等 IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の機能を制限する場合があります。

第 13 条(当社の責任の制限)

当社は、前条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS を利用して行う名前解決機能等を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS を利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

第 14 条(報告)

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の利用の状況について報告を求められるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

附則

令和 5 年 5 月 1 日施行

この契約約款は、令和 5 年 5 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS における料金等 [第 8 条関係]

1 初期費用

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

IIJ xSP プラットフォームサービス/キャッシュ DNS の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 9 条関係]

第 1 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. 月額費用に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 10 条関係]

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。